



木造住宅耐震支援事業を ご活用ください



問 谷和原庁舎都市計画課 ☎ 58-2111（内線5104）

☎

58-2111（内線5104）

市では、今年度も「木造住宅耐震診断士派遣事業」と「木造住宅耐震補強工事の補助制度」を実施します。

ご希望の方は、応募要件をご確認の上、必要書類を添えてお申し込みください。なお、申し込み多数の場合は抽選となる場合があります。

耐震診断士派遣の応募要件

- ①市内に存する木造住宅で、昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、建築された住宅
- ②2階建て以下の住宅で、延べ床面積が30平方メートル以上。店舗などの併用住宅は、建物全体の2分の1以上が住宅として使用されていること
- ③過去にこの制度の耐震診断を受けているないこと
- ④所有者は、市に住民登録があり、市税などを滞納していないこと（実施決定時点で確認します）
- ※ただし、次の構造方法は該当になりません。
 - ・枠組壁構法・木質プレハブ構法・丸太組構法・鉄骨・鉄筋コンクリート構法

▼受付期間＝6月4日㈪～7月31日㈫

※診断の実施は11月以降を予定しています。

※申請書はホームページからもダウンロードできます。

- ①市内に存する木造住宅で、昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、建築された住宅
- ②2階建て以下の住宅で、延べ床面積が30平方メートル以上。店舗などの併用住宅は、建物全体の2分の1以上が住宅として使用されていること
- ③過去にこの制度の耐震診断を受けているないこと
- ④所有者は、市に住民登録があり、市税などを滞納していないこと（実施決定時点で確認します）
- ※ただし、次の構造方法は該当になりません。
 - ・枠組壁構法・木質プレハブ構法・丸太組構法・鉄骨・鉄筋コンクリート構法

▼申込方法＝「申請書」に、必要事項を記入・押印の上、対象住宅の建築年度と所有者（共同の場合はその代表者）であることが確認できる書類（固定資産税の納入通知書、登記簿など）を添えて、都市計画課まで直接お持ちください。

- ①市内に存する木造住宅で、昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、建築された住宅
- ②2階建て以下の住宅で、延べ床面積が30平方メートル以上。店舗などの併用住宅は、建物全体の2分の1以上が住宅として使用されていること
- ③過去にこの制度の耐震診断を受けているないこと
- ④所有者は、市に住民登録があり、市税などを滞納していないこと（実施決定時点で確認します）
- ※ただし、次の構造方法は該当になりません。
 - ・枠組壁構法・木質プレハブ構法・丸太組構法・鉄骨・鉄筋コンクリート構法

▼申込方法＝「申請書」に、必要事項を記入・押印の上、対象住宅の建築年度と所有者（共同の場合はその代表者）であることが確認できる書類（固定資産税の納入通知書、登記簿など）を添えて、都市計画課まで直接お持ちください。

- ①市内に存する木造住宅で、昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、建築された住宅
- ②2階建て以下の住宅で、延べ床面積が30平方メートル以上。店舗などの併用住宅は、建物全体の2分の1以上が住宅として使用されていること
- ③過去にこの制度の耐震診断を受けていること
- ④所有者は、市に住民登録があり、市税などを滞納していないこと（実施決定時点で確認します）
- ※ただし、次の構造方法は該当になりません。
 - ・枠組壁構法・木質プレハブ構法・丸太組構法・鉄骨・鉄筋コンクリート構法

▼申込方法＝「申請書」に、必要事項を記入・押印の上、対象住宅の建築年度と所有者（共同の場合はその代表者）であることが確認できる書類（固定資産税の納入通知書、登記簿など）を添えて、都市計画課まで直接お持ちください。

- ①市内に存する木造住宅で、昭和56年5月31日以前に建築確認を受け、建築された住宅
- ②2階建て以下の住宅で、延べ床面積が30平方メートル以上。店舗などの併用住宅は、建物全体の2分の1以上が住宅として使用されていること
- ③過去にこの制度の耐震診断を受けていること
- ④所有者は、市に住民登録があり、市税などを滞納していないこと（実施決定時点で確認します）
- ※ただし、次の構造方法は該当になりません。
 - ・枠組壁構法・木質プレハブ構法・丸太組構法・鉄骨・鉄筋コンクリート構法

耐震補強工事補助金の応募要件

- ①市内に存する木造住宅で、昭和56年5月31日以前に建築確認を受け建設された住宅。ただし、昭和56年6月1日以降に増築を行った住宅の場合、補助の対象とならないことがあります。

②耐震診断（精密診断法）の結果、上部構造評点※2が1.0未満のもので、耐震改修設計および補強工事を実施することで、評点が0・3以上向上し、その評点が1・0以上になる住宅であること

- ④所有者は市に住民登録があり、市税などを滞納していないこと。ただし、建物が鉄骨・鉄筋コンクリート造などの場合や特殊な構造の場合など、対象とならないことがあります。

▼申込期間＝6月4日㈪～9月28日㈮

※予定の棟数に達した時点で終了となります。

【申込先・事前相談先】
谷和原庁舎都市計画課 開発指導係

- ③2階建て以下の住宅で、延べ床面積が30平方メートル以上。店舗などの併用住宅は、建物全体の2分の1以上が住宅として使用されていること（住宅の部分のみが対象）

▼設計に要する費用＝設計費用の3分の1（10万円が限度）

▼改修工事に要する費用＝工事金額の3分の1（30万円が限度）

※申請については規定がありますので、事前にご相談ください。



悪質な業者による勧誘にご注意ください！

市では、突然お宅に訪問したり、電話をかけたりして、耐震診断や耐震改修工事を勧説することはありません。

業者によるまぎらわしい勧誘があつた時は、都市計画課または市消費生活センターへご連絡ください。

市では、突然お宅に訪問したり、電話をかけたりして、耐震診断や耐震改修工事を勧説することはありません。

業者によるまぎらわしい勧誘があつた時は、都市計画課または市消費生活センターへご連絡ください。